

## 平塚市長との面談について

●日 時:平成21年8月27日(木)11時～12時(市長応接室にで)

●住民側出席者(順不同、敬称略)

木谷 正道(桃浜町在住、NPO代表)

灘波 俊夫(平塚一丁目在住、なでしこ幼稚園理事長代行)

瀬楽美由妃(黒部丘東部在住、黒部丘幼稚園父母の会役員・二人の園児の母)

池田 弥生(黒部丘東部在住)

大石 明広(NPO役員)

江口 友子(市議会議員)

(オブザーバー)

尾上 惣一(松風町在住)

●テーマ:黒部丘パチンコ店問題

・「平塚市長への意見書」の説明

・質疑、意見交換

・その他

# 平塚市長への意見書

## 平塚市は違法なパチンコ店開発に許可を行うべきではない

平成21年8月27日

黒部丘パチンコ店問題を考える会

世話人 木谷 正道（代表）（桃浜町住民、NPO代表）

世話人 灘波 俊夫（平塚一丁目住民、なでしこ幼稚園理事長代行）

世話人 瀬楽美由妃（黒部丘東部住民、黒部丘幼稚園父母の会役員・  
二人の園児の母）

黒部丘東部地域で計画されている大型パチンコ店開発は、多数の学校施設を含む近隣住宅地域の環境を損ない、また、特異な道路事情のために相当な交通混雑が予想されることなどから、近隣自治会やPTAなどが強く反対してきました。

決定的な問題は、当該開発用地が幅員6m弱の側道に接するだけであり、法と条例が定める前面道路要件（幅員9m）を欠き、明らかに違法であることです。

これに対し市は、「地下道部分を除いて一体道路」という理屈でこれを適法としました。しかしこの説明は、「一体道路でない原因（地下道部分）を除けば一体道路である」というもので、典型的な詭弁です。

私たちの再三の指摘にもかかわらず、市は違法な開発を容認する指導を続け、8月17日には、事業者が開発許可申請を提出し、9月には開発許可がなされるという段階に立ち至りました。

市は「法令に適合すれば許可せざるを得ない」と言われますが、事実は、市自身が法令に違反する開発を詭弁で適法と強弁し、積極的にパチンコ店開発を容認しているのです。なぜ、そのような態度を市が取らなければならないのか、私たちはまったく理解することができません。

私たちは最低限の法治主義の観点から、本件に対する市の対応を深く憂慮し、抗議します。そして、事業者への事前協議をはじめこれまでの経緯がどうあれ、違法な開発に許可を出すという決定的な誤りを行わないよう、強く要請するものです。

本要請が無視され、開発許可が行われた場合には、私たちは市長を相手取り、行政訴訟に踏み切らざるを得ません。誠に残念なことです。私たちに残された方法はほかには存在しないからです。

## I. 平塚市への抗議

### 1. 市は法令に違反する本開発を、詭弁で適法と強弁している

当該開発予定地の前面道路は、幅員 6 m 弱の側道に接するだけであり、法と条例が定める前面道路要件（幅員 9 m）を欠き、明らかに違法である。

これについて平塚市は、「地下道部分を除いて一体道路」として、地下道を挟む東西両側道の幅員を足せば 9 m を満たすから適法だとした。

ところが、パチンコ店が面している県道 6 1 号線は、まさに地下道（堀割）があるために、市としても一体道路とはみなせなかったのである。そこで考え出されたのが、「一体道路でない原因（地下道部分）を除けば一体道路である」という、大変奇妙な理屈であった。

これは、「病気であることを除けば健康である」と言うに等しく、典型的な詭弁である。もしこのような理屈が許されるならば、「相模川の部分を除けば一体道路」「東海道線の部分を除けば一体道路」などとみなすことも可能になってしまう。

### 2. 市は交通混雑や安全確保を軽視し、車両増加に関する検討も想定も行っていない

「前面道路が 9 m あり、適法である」と判断できるためには、少なくとも前面道路に求められる機能がどのように満たされているかについての説明が必要であるが、市は意味ある説明ができない。

市は当方の質問に答えて、前面道路の機能は交通混雑の回避や安全の確保であるとしたが、この点だけを考えても、本件には大きな問題がある。400 余台の駐車場から出る車両のほとんどは、JR 線路に沿って東側の住宅街に入り込むからである。

実は、近隣住民が強く懸念する交通混雑について、市は実態面の検討を行っていない。事業者にデータやシミュレーションを出させることもなく、行政自身が想定を行うこともなく、何の根拠もないまま「著しい混雑は生じない」と繰り返すだけであった（7.29 市長面談）。

### 3. 市は「緊急時の安全確保」機能をないがしろにしている

そもそも、前面道路の機能は市が言う交通混雑の回避だけではない。例えば、地震や火災、テロなどの非常時に際し人々が避難する機能、あるいは緊急車両が集中的に出入りする機能が前面道路には求められる。ところが、本件では道路の中央に堀割（地下道）があるために、人々はこれを乗り越えて避難することができず、緊急車両は侵入することができない。迫りくる東海地震や直下地震などに際しては、人と一般車両、緊急車両が入り混じり、大きな混乱が生じることが予想される。

これでも平塚市は市民の安全が確保できるというのだろうか。

### 4. 市は風営法の規定の検討を怠り、学校施設の存在を忘れていた

風営法の定め（学校施設から 100m 以内ではパチンコ店は営業できない）に関しても、市は重要な検討を怠り、誤りをおかした。

パチンコ店に最も近い学校施設は線路北側の なでしこ幼稚園である。この園には、南側の桃浜町や代官町などからも、毎日、たくさんの園児がパチンコ店用地入口直前の横断歩道（信号はない）を渡り、地下道をくぐって通っている。交通安全上も大きな影響を受けるため、なでしこ幼稚園は他の P T A 会長などと共に教育委員会に対し異例の請願を行った。

ところが、この幼稚園の存在を市は忘れていた。市長面談での私たちの指摘を受けて、市は初めて地図上でパチンコ店までの距離を計測し、何と「約100m」と答えたのである。あまりの怠慢と言わざるを得ない。これまで、市は何を検討し、事業者を指導してきたのだろうか。

請願を審議した教育委員会（6月23日）では、さらに重大な誤りが起きた。最も近い学校施設であるなでしこ幼稚園が請願者であるにもかかわらず、教育施設課長は「パチンコ店の所在地は学校から100m以上離れた場所でなければならない。**当該地に最も近い県立平塚工科高校の敷地からの距離についてはおおよその直線距離で約270m程度**となっている。」と説明し、請願は不採択とされた。この説明の誤りは重大であり、委員会の結論に影響を与えたことは明らかである。これは、どのように正されるのだろうか。

## 5. 市は、なぜ、国への照会先を明らかにしないのか？

市によれば、同様の事例は県内には存在しない。前例のない案件であればなおさら、関係機関に文書で照会し、回答を得ておくことが行政の常識である。市長面談の際、部長は「県と国に照会したところ平塚市の考え方もあり得るとの回答を得た」と答えた。そして、いつ、どこの誰に確認したかなど詳細を私たちに伝えることを約束した。

ところが、その後の私たちの確認に対し、部長は、県には照会していないこと、そして「国には口頭で照会したが、照会先を明らかにすることはできない」とし、再三の開示要請を拒んでいる。これは誠に奇妙なことであり、ことの真偽を確認することすらできない。このような基本的な事実をなぜ隠すのか、隠せばすむと思っているのか、まことに信じ難い。

## II. 平塚市への要請

本件に関する平塚市の対応は、違法な民間の行為を正すべき行政が、自ら法令違反の判断を行うという点で、これまでのどの問題よりも深刻である。私たちは最低限の法治主義の観点から、本件に対する市の対応を深く憂慮する。平塚市政はどうなってしまったのか。

幸い、まだ開発許可はなされていない。事前協議に応じたことをもって、開発許可をなす義務が発生しているわけではなく、まして事業者が許可を得る権利を取得したわけではない。事前協議の段階で検討が不足していた事柄について本審査で慎重に精査した結果に基づき、これを不許可とすることは、今ならば可能である。

市が不許可にしたことをもって、万一、事業者から事務費用等の損害賠償請求があったとしても、許可した場合に住民が受けるであろう被害とは比較にならないほど軽微である。そして、今、引き返せば、市政に対する市民の信頼は損なわれず、平塚市の歴史に汚点を残さずにすむ。

私たちは、以上の理由から、これまでの経緯がどうあれ、違法な開発に許可を出すという決定的な誤りを市が行わないよう、強く要請する。

もし、私たちの要請が無視され市が開発許可を行った場合には、私たちは市長を相手取り、行政訴訟に踏み切らざるを得ない。誠に残念なことではあるが、私たちに残された方法はほかには存在しないのである。

平成21年8月27日

平塚市教育委員会

委員長 吉柳恵子 様

黒部丘パチンコ店問題を考える会

世話人 木谷 正道 (代表) (桃浜町住民、NPO代表)

世話人 灘波 俊夫 (平塚一丁目住民、なでしこ幼稚園理事長代行)

世話人 瀬楽美由妃 (黒部丘東部住民、黒部丘幼稚園父母の会役員・  
二人の園児の母)

### 平塚市教育委員会への抗議と要請

去る6月23日、貴委員会において、黒部丘東部地域で計画されている大型パチンコ店開発に関する請願が審議されました。

風営法に関し、小池委員からの「法律ではパチンコ店が学校からどのくらいの距離において建設するという規制があるのかを教えてください」という質問に対し、教育施設課長は「パチンコ店の所在地は学校から100m以上離れた場所でなければならない。当該地に最も近い県立平塚工科高校の敷地からの距離についてはおおよその直線距離で約270m程度となっている」と同開発が適法である旨の説明をし、請願は不採択とされました。

ところが、当該敷地に最も近い学校施設は東海道線北側のなでしこ幼稚園であり、当該用地までの距離は「約100m」(7月29日、まちづくり政策部長回答)です。

なでしこ幼稚園自身が請願者であるにもかかわらず、学校施設としての同園の存在を失念していたこと自体が失態ですが、本開発が適法か違法かについて誤った説明が行われたことは重大です。

この点に関して、8月6日に桃浜町在住のN氏が教育施設課長に指摘したところ、同課長は幼稚園の存在を失念していたことを認めながらも、後日、「建設の是非については教育委員会として意見を述べる立場にはなく」という吉柳委員長のまとめで請願が不採択とされたことをもって、説明の誤りは委員会の結論に影響を与えなかったとされました(8月13日)。時間の経過からして、この判断は同課長個人のものではなく、貴委員会としての判断であると受け止めます。

しかし、委員の質問に対する誤った回答の結果、本開発が適法であることが前提となって審議が進んだことは明白です。まさか違法な開発に対して、公的機関がこれを不問として請願を不採択とすることは考えられないからです。

本開発には、前面道路幅員が法に適合していないという基本的な問題があります(市長への意見書参照)。加えて、学校施設からの風俗産業の距離という、教育にとって本質的に重要な問題で法に違反している可能性があり、その点に関する説明の誤りを指摘されたときに、貴委員会として取るべき態度ではなかったと私たちは考えます。

以上、私たちは貴委員会の審議における誤りとその後の対応について抗議し、謝罪を求めると共に、審議のやり直しを求めます。

本件については、速やかに書面にてご回答ください。